第五号の三様式　（平26内府令49・全改、令元内府令２・令２内府令75・一部改正）

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(2)	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】(3)	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）外国資産流動化証券の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）外国資産流動化証券の金額】	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

第一部【証券情報】

第１【外国社債（短期外債を除く。）】

１【銘柄】

２【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

３【券面総額】

４【各外国社債の金額】

５【発行（売出）価額の総額】

６【発行（売出）価格】

７【利率】

８【利払日及び利息支払の方法】

９【償還期限及び償還の方法】

10【募集の方法】

11【申込証拠金】

12【申込期間及び申込取扱場所】

13【払込期日及び払込取扱場所】

14【引受け等の概要】

15【外国社債管理者又は外国社債の管理会社】

16【振替機関に関する事項】
17【保管に関する事項】(4)
18【その他】
【外国新株予約権付社債に関する事項】
19【外国新株予約権の内容】
20【外国新株予約権の行使期間】
21【外国新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取次事項】
22【外国新株予約権の譲渡に関する事項】
23【代用払込みに関する事項】
24【その他】
第２【外国株式】
1【種類】
2【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
3【額面金額】
4【発行数】
5【発行（売出）価額の総額】
6【発行（売出）価格】
7【資本組入額の総額】
8【資本組入額】
9【外国株式の内容】
10【配当の方法】
11【募集の方法】
12【申込証拠金】
13【申込期間及び申込取扱場所】
14【払込期日及び払込取扱場所】
15【引受け等の概要】
16【その他】
第３【コマーシャル・ペーパー及び短期外債】
1【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
2【振出日及び振出地】
3【券面総額】
4【発行（売出）価額の総額】
5【発行（売出）価格】
6【発行限度額及び発行限度額残高】
7【支払期日及び支払場所】
8【バックアップラインの設定】

9【保管に関する事項】(4)
10【その他】
第4【売出しに係る外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】
第5【手取金の使途】
第二部【管理資産情報】
第1【管理資産の状況】
1【概況】
(1)【管理資産に係る法制度の概要】
(2)【管理資産の基本的性格】
(3)【管理資産の沿革】(5)
(4)【管理資産の管理体制等】
①【管理資産の関係法人】
②【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】
③【管理資産の管理体制】
2【管理資産を構成する資産の概要】
(1)【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】
(2)【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】
(3)【管理資産を構成する資産の内容】
(4)【管理資産を構成する資産の回収方法】
3【管理及び運営の仕組み】
(1)【資産管理等の概要】
①【管理資産の管理】
②【管理報酬等】
③【その他】
(2)【信用補完等】
(3)【情報開示の概要】(6)
(4)【利害関係人との取引制限】
4【証券所有者の権利行使等】
(1)【証券所有者の権利】
(2)【証券の上場等に関する事項】(7)
(3)【課税上の取扱い】(8)
(4)【為替管理上の取扱い】(9)
(5)【本邦における代理人】(10)
(6)【裁判管轄等】(11)
5【管理資産を構成する資産の状況】
(1)【管理資産を構成する資産の管理の概況】

⑵【損失及び延滞の状況】
⑶【収益状況の推移】
6【投資リスク】
第2【管理資産の経理状況】
1【主な資産の内容】　　年　月　日
Ⅰ　管理資産残高
元本相当部分
利息相当部分
Ⅱ　証券所有者への利息支払基金の残高
Ⅲ　証券所有者への元本償還基金の残高
Ⅳ　管理資産の維持管理費支払基金の残高
2【主な損益の内容】（第　期）自　　年　月　日　至　　年　月　日
Ⅰ　総収入
管理資産の回収額
うち元本返済相当部分
利息相当部分
その他の手数料収入
管理資産の再譲渡に伴う収入
その他
Ⅱ　総費用
管理報酬
管理資産の維持管理費
信用補完手数料
その他の手数料
管理資産の貸倒償却額
うち元本相当部分
利息相当部分
Ⅲ　収入金（又は損失金）（Ⅰ－Ⅱ）
3【収入金（又は損失金）の処理】　　年　月　日
新たに管理資産に組み入れる資産への再投資
証券所有者への利息支払（又は基金への積立）
証券所有者への償還（又は基金への積立）
管理資産の維持管理費（又は基金への積立）
その他
4【監査等の概要】⑿
第3【証券事務の概要】

第４【その他】
第三部【発行者及び関係法人情報】
第１【発行者の状況】⑬
１【設立準拠法】
２【監督官庁の概要】⑭
３【発行者の概況】
４【事業の概況】
５【営業の状況】
６【設備の状況】
７【経理の状況】
８【その他】
第２【原保有者その他関係法人の概況】
１【設立準拠法】
２【監督官庁の概要】
３【名称、資本金の額及び事業の内容】
４【関係業務の概要】
５【資本関係】
６【経理の概況】
７【その他】
第四部【特別情報】
【外国資産流動化証券の様式】⑮
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
ａ　記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
ｂ　記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
ｃ　本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。
ｄ　法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
ｅ　この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
ｆ　有価証券届出書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の

二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

g　この様式中「券面総額」は振替外債に係るものを、「証券」は社債等振替法第２条第２項に規定する振替機関が取り扱う有価証券に係るものを、それぞれ含むものとする。

⑵　代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下⑵において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

⑶　事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者で関東財務局長から指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

⑷　保管に関する事項

外国資産流動化証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替外債については、この限りでない。

⑸　管理資産の沿革

設定経緯、基本的性格の変更、当該届出に係る外国資産流動化証券の金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。

⑹　情報開示の概要

特別目的法人の設立及び運営が行われている国における監督官庁、株主に対する開示（公告を含む。）及び発行要項等に定められている情報開示について、その内容、方法、頻度等について記載すること。

⑺　証券の上場等に関する事項

当該届出に係る外国資産流動化証券が金融商品取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該金融商品取引所又は当該金融機関若しくは金融商品取引業者等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。

⑻　課税上の取扱い

利息金、売却代金等について課税上の取扱いについて記載すること。

⑼　為替管理上の取扱い

利息金、償還金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。

⑽　本邦における代理人

本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該届出に係る外国資産流動化証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該

者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第９条第１項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者をいう。）との関係について記載すること。

⑾　裁判管轄等

当該届出に係る外国資産流動化証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。

⑿　監査等の概要

当該届出に係る外国資産流動化証券の管理資産について、法令、契約等により、公認会計士又は監査法人（外国においてこれらに相当する者を含む。）の監査等を受けることとなっている場合には、当該監査の対象となる書類の内容、監査の頻度及び時期等を記載し、有価証券届出書提出日前直近の日に提出された当該公認会計士又は監査法人による報告書を添付すること。

⒀　発行者の状況

「３　発行者の概況」から「７　経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「第二部　企業情報」の「第２　企業の概況」から「第６　経理の状況」までに準じて記載すること。

ただし、「主要な経営指標等の推移」については、最近５連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、発行者の最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。

⒁　監督官庁の概要

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

⒂　外国資産流動化証券の様式

当該届出に係る外国資産流動化証券の様式及び券面に記載される事項（振替外債にあっては、その旨及び社債等振替法第127条において準用する社債等振替法第69条第１項各号（第５号及び第６号を除く。）に掲げる通知事項）の内容について記載すること。

⒃　組織再編成（公開買付け）に関する情報

外国資産流動化証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の３第１項に規定する公開買付けをいう。）につき外国資産流動化証券をその買付け等（法第27条の２第１項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の４第１項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部　証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に

関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。